

市議会定例会提出議案（藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例の一部改正）に同意することについて

次のとおり藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例の一部改正について市長から意見を求められたので、本教育委員会は、原案に同意する。

2004年（平成16年）11月12日提出

藤沢市教育委員会

教育長 中 村 喬

提出する議案

別紙のとおり

提案理由

この議案を提出したのは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、議会の議決を経るべき事件の議案について市長から意見を求められたことによる。

参 考

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

（教育委員会の意見聴取）

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない。

藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例の一部改正について
藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例の一部を次のように改正する。

2004年(平成16年)12月1日提出

藤沢市長

山 本 捷 雄

藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例の一部を改正する条
例

藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例(昭和63年藤沢市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

(使用の許可)

第2条 照明設備を使用しようとするものは、教育委員会に申請してその使用の許可を受けなければならない。

2 教育委員会は、前項の使用の許可(以下「使用許可」という。)を受けようとするものが次の各号のいずれかに該当する場合は、使用許可をしない。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は汚損するおそれがあると認められるとき。
- (3) その使用が営利活動を目的としていると認められるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、施設を使用させることについて支障があると認められるとき。

第5条中「教育委員会が」の次に「規則で」を加え、同条を第9条とし、同条の前に次の3条を加える。

(既納使用料の不還付)

第6条 既納の使用料は、還付しない。ただし、教育委員会が使用者の責めに帰すことができない理由により施設を使用することができないと認めるときは、こ

の限りでない。

(原状回復)

第7条 使用者は、使用を終えたとき又は次条の規定により使用許可を取り消されたときは、速やかに原状に復さなければならない。

(使用許可の取消し等)

第8条 教育委員会は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することができる。

(1) 第2条第2項各号のいずれかに該当するに至つたとき。

(2) 前号に掲げるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

第4条を削る。

第3条中「規則で定めるところにより」を「公用又は公益のため必要があると認めるときは」に改め、同条を第5条とし、第2条の次に次の2条を加える。

(目的以外の使用等の禁止)

第3条 使用許可を受けたもの(以下「使用者」という。)は、使用許可を受けた目的以外の目的のために照明設備を使用し、又はその使用の権利を他に譲渡し、若しくは貸与してはならない。

(使用料)

第4条 使用者は、別表に定める使用料を使用する日までに納付しなければならない。

別表を次のように改める。

別表(第4条関係)

学 校 名	使 用 区 分		使用料(1時間当たり)
藤沢市立藤ヶ岡中学校	照明設	小学生又は中学生	2,700円
藤沢市立明治小学校	備A	一般	3,200円
藤沢市立長後中学校	照明設	小学生又は中学生	1,600円
藤沢市立御所見中学校	備B	一般	1,900円

備考

1 この表において「照明設備A」とは、照明設備のうちその照明灯の3分の2を超

える照明灯を点灯して照明設備を使用する場合をいう。

- 2 この表において「照明設備B」とは、照明設備のうちその照明灯の3分の2以下の照明灯を点灯して照明設備を使用する場合をいう。
- 3 使用する時間が1時間未満であるとき、又は使用する時間に1時間未満の端数があるときの使用料の額については、当該1時間未満の時間又は端数を1時間として計算する。
- 4 この表において「小学生」とは、小学校又は盲学校、聾^{ろう}学校若しくは養護学校の小学部に就学している者をいう。
- 5 この表において「中学生」とは、中学校、中等教育学校の前期課程又は盲学校、聾^{ろう}学校若しくは養護学校の中等部に就学している者をいう。
- 6 この表において「一般」とは、小学生及び中学生以外の者をいう。

附 則

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の際この条例の施行の日以後の藤沢市立学校の屋外運動場夜間照明設備の使用について改正前の藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例の規定により既に許可を受けているものの使用料については、改正後の藤沢市立学校屋外運動場夜間照明設備使用料条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

提案理由

この条例を提出したのは、市立学校の屋外運動場夜間照明設備の使用料について、その受益と負担の適正化を図り、もって社会的公平性を確保するため、その額を改定する必要による。